盛岡市立大新児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1　指定管理者に管理を行わせる公の施設対象施設

(1) 名　称　　　　　盛岡市立大新児童センター

(2) 位　置　　　　　盛岡市南青山町６番10号

(3) 制度導入の種別　　継続（指定期間満了による更新）

(4) 指定期間　　　　　令和４年４月１日～令和９年３月31日（５年間）

(5) 指定管理料の有無　有

(6) 利用料金制　　　　不採用

(7) 公募・非公募の別　公募

2　申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数　　　　１団体

※　申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

・　団体名称　　　　社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

・　代表者名　　　　理事長　菊　地　昭　夫

・　所在地　　　　　盛岡市若園町２番２号

・　新規，再指定の別　再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって，市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし，第１種社会福祉事業，第２種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター，老人福祉センター，地区活動センター及び障がい者支援施設等の85施設の管理運営を行っている。（令和３年度）

3　指定までの経過

令和３年７月13日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
同日	募集要項・仕様書等の配布開始
７月27日	申請予定者説明会の開催（３団体の参加）
８月１日～８月30日	公募期間
９月28日	審査の実施
12月22日	指定の議決
同日	指定・告示

4　採点結果

順位	申請者名	満点 （A）	総合計点 （B）	比率 （B/A）	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡市社会福祉事業団	708.8点	473.1点	66.7%	12,176,000円	12,176,000円

※　指定管理者候補者選定要領第５に規定する次の事項には該当していない。

・　いずれの申請者も満点の合計数の 100分の50に満たない場合は，指定管理者候補者なしとする。

・　評価表の大項目のいずれかに，各審査員の審査点の合計が０点の項目があった申請者は失格とする。

5　総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまで多くの施設の管理運営を行ってきた実績があり，安定した管理運営が期待できる点や学校，地域との連携を図っている点が高く評価された。

6　審査員

(1) 岩手大学人文社会科学部教授　浅　沼　道　成

(2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長　古　内　保　之

(3) 盛岡市ＰＴＡ連合会事務局員　藤　原　　　泉

(4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長　佐久山　久美子